TBTC 評価-建基-002 平成 16 年 3 月 16 日制定 平成 19 年 6 月 20 日改定 平成 27 年 9 月 28 日改定 平成 29 年 7 月 18 日改定

耐震・耐風・耐雪等級・その他の構造安全性能特別評価業務・申請案内



株式会社 東京建築検査機構

# 目 次

- 1. 適用範囲
- 2. 評価フローと手続きの詳細
- (1) 事前打合せ
- (2) 申請
- (3) 第一回委員会(受付)
- (4) 部会
- (5) 第二回委員会(評価)
- (6) 最終図書の提出
- (7) 評価終了後の設計変更の取り扱い
- 3. 申請取下げ、審査中断及び再開依頼について
- 4. 手数料
- 5. 申請受付先
- 6. 配布資料

### 1. 適用範囲

本案内は以下の性能評価申請に適用します。

① 住宅の品質確保の促進等に関する法律の第58条第1項に定める特別評価方法認定のための特別評価(平17建告第922号第1項第1号に掲げる区分のうち、第2項第1号から第7号に定める性能表示事項)

## 2. 評価フローと手続きの詳細

(別紙「建築物の構造安全性に関する性能評価」の評価フローと申請関係図書一覧表を参照願います) 書式は一式電子ファイル形式等でお渡し出来ます。

#### (1) 事前打合せ

特別評価を申請される場合には、事前打合せの日時を予約された上で、打合せ当日に以下の項目についてご説明ください。

- ① 特別評価申請部分とそれ以外
- ② 構造設計方法
- ③ 使用材料 (建築基準法第37条第二号該当項目の有無)
- ④ 耐久性関係規定事項の確認(令第36条第2項第2号)等

TBTCより、以下についてご説明いたします。

- ① 申請の要領
- ② 申請図書の作成要領
- ③ 手続き要領
- ④ スケジュール等

業務約款に契約の基本事項が記載されています。

申込み時に提出頂く「特別評価申請用図書」、「構造設計概要書」等の具体的内容については、お渡しする「時刻歴応答解析建築物構造安全特別評価業務方法書」に記載されています。ご参照下さい。

#### (2) 申請

構造特別評価委員会開催の1週間前までに、以下の図書を提出して下さい。

- ① 申請書(1部)
- ② 特別評価申請用図書(2部)
- ③ 構造設計概要書(2部)

事務局が図書の確認を行います。③については、その時点での最新版で結構です。

確認した後、承諾書(申請書に承諾印を押印したもので代える場合有り)を交付すると共に請求書を送付いたします。手数料は第二回委員会(後述)前までにお支払い下さい。

#### (3) 第一回委員会(受付)

委員会は原則として毎月1回開催し、第一回委員会で受付時の審査を行い、部会で詳細に審議し、その結果について第二回委員会で特別評価を行います。

委員会開催日の前日午前中までに以下の図書を提出して下さい。

- ① 特別評価用提出図書(部数は事前連絡による)
- ② 構造設計概要書(部数は事前連絡による)

当日、委員会にて構造設計概要を説明して頂き、質疑内容を記録して頂きます。

委員会は、当案件の受付の可否を判断し、可の場合には部会を担当する評価員、期限等を決定します。受付け出来ない場合には、その旨を通知すると共に申請図書一式を返還いたします。

## (4) 部会

部会で詳細審議を行います。必要に応じて追加資料提出を依頼することがあります。部会は複数回となる 場合も有ります。

#### (5) 第二回委員会(評価)

委員会開催日の2日前までに以下の図書を提出して下さい。

- ① 指摘事項回答書(部数は事前連絡による)
- ② 追加検討資料(部数は事前連絡による)
- ③ 追加検討項目一覧表(部数は事前連絡による)

委員会では部会を担当した評価員より審査結果を報告し、次の評価を決定します。

a. 適合 : 問題なく審査を終了する。

b. 適合(確認事項あり) :軽微な修正を確認の上、審査を終了する。

c. 保留: 再度部会にて審査を継続する。

d. 不適合 : 審査継続が困難であり審査を打ち切る。

適合となった場合には証明書の審議を行います。

事務局はその結果を通知すると共に、一週間以内に証明書を交付します。

不適合となった場合には理由書を送付し、評価を行いません。

その他、軽微な追加検討を必要とする場合、更に部会にて検討を継続する場合等の判断を行います。

#### (6) 最終図書の提出

評価が適合となり、証明書を受領した場合にはその後二週間以内を目処に最終図書を2部提出下さい。そのうち一部に確認印を押印し返却いたします。残りの一部はTBTC保管となります。

#### (7) 評価終了後の設計変更の取り扱い

変更内容について事前相談をして頂きます。

大幅な変更については新規申請の扱いとなり、第一回委員会、部会、第二回委員会等の審査を行います。 大幅でない変更については、委員会、部会開催の要否を決定します。この場合は第一回委員会は省略され ます。

手数料は評価終了までにお支払い下さい。

(入金が確認できない場合、証明書を交付できない事があります)

# 3. 申請取下げ、審査中断及び再開依頼について

申請者は、申請者の都合により証明書の交付前に特別評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を 記載した取り下げ届をTBTCに提出下さい。

追加実験等により審査を中断する場合は審査中断届けを提出して下さい。

審査再開を希望するときは、審査再開依頼書を提出して下さい。

## 4. 手数料

手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3に掲げる額といたします。

## 5. 申請受付先

申請に関する受付け、手続き・審査要領等に関する問合せは、以下にお願い致します。

株式会社東京建築検査機構 評定事業部 担当職員

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町10番16号 MY ARK日本橋ビル4階

TEL 03-6264-9585 FAX 03-6264-9618

URL http://www.tokyo-btc.com

eMail: info@tokyo-btc.com

## 6. 配布資料

申請の進捗状況に応じて下記の申請関連資料を配布します。

- 業務規程
- 業務約款
- 時刻歷応答解析建築物構造安全特別評価業務方法書
- 構造特別評価委員会 申請図書作成要領
- ・国土交通大臣認定の代行のご案内
- 最終図書製本要領